

高尾交通安全協会 会則

第1章 総 則

- 第1条 本会は、高尾交通安全協会と称する。
- 第2条 本会の本部及び事務局を高尾町1735-1番地に置く。

第2章 目的及び事業

- 第3条 本会は高尾警察署、八王子市及び関係機関、団体と協力し交通法規の普及及び交通道德の高揚、その他交通安全に関する施策を推進し交通事故及び交通災害を防止することを目的とする。
- 第4条 本会は前条の目的達成のために次の事業を行う。
1. 交通道德の高揚ならびに交通安全思想普及のための諸行事
 2. 交通安全指導、街頭配置、車両広報
 3. 交通指導員の養成
 4. 交通安全施設、交通環境の整備改善
 5. 交通功労者、優良運転者等の表彰
 6. その他本会の目的達成に必要な事業
- 第5条 本会の事業は毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

第3章 組 織

- 第6条 本会は次の者をもって組織する。
1. 高尾警察署管内の町会長(自治会長)から推薦され、高尾警察署の指導のもと指導員講習会を受講し交通指導員証を交付された者(以下「交通指導員」という)
 2. 高尾警察署管内に居住し、又は職場を有し、若しくは事務所を有する者
 3. 本会の趣旨に賛同する者
- 第7条 1. 本会に地区連絡協議会を置く。(以下「連協」という)
連協は原則として小学校学区単位に設置され、その規模に応じて複数の支部で構成される。
2. 前項に定める支部は町会(自治会)又は連合町会(自治会)単位で設置され、交通指導員で構成される。支部の名称はおのおのその支部で定めたものを呼称する。
 3. 本会に下記の部会を置き、部会長は副会長をもってこれにあてる。
(1)総務部会 (2)事業部会 (3)青年部会 (4)女性部会
(5)交通少年団部会 (6)管理者部会 (7)運輸部会 (8)賛助部会
- 第8条 1. 交通指導員の活動については、各地区連協会長又は各支部長を通じて活動予定書又は報告書を提出し本会の了解を得る。
2. 本会の了解なく制服の着用及び交通指導員としての活動に対しては、事故等につ

いても本会は一切の責任を負わないものとする。

第4章 会員及び会費

第9条 会員は分けて、協力会員、管理者部会員、運輸部会員、賛助会員とする。

1. 協力会員は第6条第2項に該当し、年間、分担金一世帯20円を納めている町会（自治会）の会員、又は第6条第2項に該当し、自動車所有者として年間、自動車会費普通車500円二輪車300円を納めているもの。
2. 管理者部会員は第6条第2項に該当し、安全運転管理者を置き、年会費10,000円を納めている事業所。
3. 運輸部会員は第6条第2項に該当し、運行管理者を置き、年会費10,000円納めている事業所。但し、その保有する車両台数に500円を乗じた年会費を別途納めるものとする。
4. 賛助会員は第6条第3項に該当し、年会費一口10,000円以上を納めているもの。
5. 次の役員は特別会費（賛助会費、自動車会費、なで木代を含む）を別途納めるものとする。

(1) 会 長	年間100,000円
(2) 副会長	年間 20,000円
(3) 会 計	年間 20,000円
(4) 地区連絡協議会会長	年間 20,000円
(5) 理 事	年間 10,000円

第5章 役員とその任務

第10条 本会に次の役員を置く。

1. 会 長 1名
2. 副会長 若干名
3. 会 計 2名
4. 監 事 2名
5. 地区連絡協議会会長代表(以下「連協会長代表」という) 1名
6. 地区連絡協議会会長(以下「連協会長」という) 各地区1名
7. 地区連絡協議会副会長 各地区1名
8. 理 事 若干名
9. 支部長 各支部1名
10. 部 長 各部会若干名
11. 副部長 各部会若干名

第11条 役員の仕事は次のとおりとする。

1. 会長は、会務を総理し本会を代表し、会議を招集する。
2. 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその仕事を代行する。

また、部会長として部員を選出し、部会の業務及び活動を行う。

3. 会計は、本会の財産を管理し、会計経理に関する事務を行う。

4. 監事は、会計事務を監査する。

5. 連協会長は、連協内の支部への指示伝達及び連携を密にし、地域の事業計画を策定運営し、地域の代表者となる。

6. 支部長は、本会の目的達成のため、その支部で行うべき事業の責任者となり、かつその支部の代表者となる。

第12条 役員の選出方法は次のとおりとする。

1. 三役会において、連協会長代表、管理者部会員、運輸部会員、賛助会員の中から選考委員を選出する。

2. 選考委員は、改選期の定期総会前に選考委員会を発足させ役員候補を選考し、三役会において会長、副会長、会計及び監事を決定し総会で承認を得る。

但し、管理部者部会長、運輸部会長、賛助部会長は、それぞれの部会から選出する。

3. 理事は会長が指名し総会で承認を得る。

4. 連協会長は、各連協の理事、支部長の中から互選により選出する。

5. 連協会長代表は、各連協会長の中から互選により選出する。

6. 支部長は、支部の中から互選により選出する。

第13条 1. 役員は名誉職とする。

2. 役員の任期は2年とする。但し、再任を妨げない。

3. 補欠で就任した者の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員の資格喪失)

第14条 組織運営を著しく損なう言動・行動をとる役員は、理事会において、資料を喪失させることができるものとする。

第15条 本会に顧問及び相談役を置く。

1. 顧問及び相談役は会長が推薦する。

2. 顧問及び相談役は、会長の諮問に答え意見を述べることができる。

第6章 会議

第16条 会議は、定期総会、臨時総会、三役会、理事会、支部長会、連協会長会、各部会とする。

第17条 会議に出席するも者は、次のとおりとする。

1. 総会 会長、副会長、会計、監事、連協会長代表、理事、支部長

2. 三役会 会長、副会長、会計

3. 理事会 会長、副会長、会計、監事、理事

4. 支部長会 会長、副会長、会計、理事、支部長

5. 連協会長会 会長、副会長、会計、総務部会長、連協会長

6. 総務部会 部会長、部長、副部長

7. 事業部会 部会長、部長、副部長

8. 青年部会 部会長、部長、副部長

9. 女性部会 部会長、部長、副部長

- 10. 交通少年団部会 部会長、部長、副部長
- 11. 管理者部会 部会長、部長、副部長
- 12. 運輸部会 部会長、部長、副部長
- 13. 賛助部会 部会長、部長、副部長
- 14. 会長及び部会長が必要と認める場合は、上記以外の者に出席を求めることができる。

第18条 会議の議決は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長がこれを決する。

第19条 総会の開催期間は次のとおりとする。

- 1. 定期総会は、会計年度終了後2ヶ月以内に開催する。
- 2. 臨時総会は、理事以上の3分の1以上から開催の要請があったとき、又は会長が必要と認めたとき開催する。

第20条 会議の議決事項は、次のとおりとする。

- 1. 総会
 - (1) 前年度の事業報告及び決算報告
 - (2) 当該年度の事業計画及び収支予算
 - (3) 会則及び規定の変更
 - (4) 役員を選出
 - (5) その他重要と認めた事項
- 2. 理事会
 - (1) 事業推進に関する事項
 - (2) 総会に提出する議案の承認
 - (3) その他必要と認めた事項

第7章 会 計

第21条 本会の経費は、分担金、自動車会費、管理者部会費、運輸部会費、賛助会費及び市助金をもってこれに充当する。

第22条 会費の徴収は、分担金・自動車会費については各町会、各支部ごとに、管理者部会費・運輸部会費・賛助会費については本会の指定する者があたる。

第23条 本会の会費から慶弔見舞金を交付するものとする。

- 1. 交通指導員及び交通指導員の同居の家族に弔事があった場合、弔電をおくる。
- 2. 第9条第2項、第3項、第4項に該当する会員及びその家族に弔事があった場合、生花一基をおくる。
- 3. その他の慶弔及び見舞金については三役会で協議のうえ交付する。
- 4. 交通指導員は、出来得る限り、制服着用で葬儀に参列することを旨とする。

第24条 本会の会計は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わるものとする。

付 則

1. 本会則は平成7年4月1日より施行
2. 管理者部会の運営については別に定める
3. 運輸部会の運営については別に定める
4. 交通指導員の定数は1,500名とする
5. 指導員については交通指導員要領に準ずる
6. 平成8年4月1日会則一部改正、施行
7. 平成15年6月13日会則一部改正、施行
8. 本会則一部改正、平成18年総会日より施行
9. 平成23年6月3日会則一部改正、施行
10. 平成25年5月28日会則一部改正、施行